

新庄村農業委員会委員募集要項

1 募集人数

6名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3. 身分

新庄村の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動に関する許可及び農地転用等の審議、農地利用最適化に関する指針の策定、農地利用最適化（農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消）に関する業務等。

5 報酬

年額 140,000円～160,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任日において村内に住所を有する者であること。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員等（「暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規程する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者）
- (4) 新庄村の職員（ただし会計年度任用職員を除く）

7 推薦及び応募に係る手続き等

規程の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により新庄村産業建設課（農業委員会事務局）まで提出してください。

なお、提出された書類は返還しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合・・・・・・・・・・様式第1号

農業者等（法人又は団体）が推薦する場合・・・・様式第2号

応募する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第3号

(2) 提出先

〒717-0201 真庭郡新庄村 2008-1

新庄村産業建設課（農業委員会事務局）

8 受付期間

令和8年5月1日から令和8年5月29日まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 選考方法

(1) 新庄村農業委員会委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、その結果を村長へ報告します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）

(2) 村長は、同委員会の報告を参考に農業委員候補者を決定し、村議会の同意を得たうえで農業委員を任命します。なお、結果は、推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知します。

10 推薦・応募内容の公表

法令の規定に基づき、応募期間の中間及び期間終了後に新庄村ホームページで推薦及び応募様式に記載された事項（住所及び電話番号を除く）を公表します。

1.1 問い合わせ先

新庄村産業建設課（農業委員会事務局）

電話 0867-56-2628

FAX 0867-56-2629